

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香川県教育委員会

**香川県教育委員会規則第31号**

**義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則**

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年香川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、条例第5条第2項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（条例第5条第2項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行する。